

諮問番号：諮問第198号

答申番号：答申第198号

答申書

第1 審査会の結論

福岡市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った児童手当認定請求却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は理由があるので、本件処分は取り消されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。その理由を要約すると、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和元年12月23日付けで審査請求人の三男（以下「対象児童」という。）に係る児童手当の申請（以下「本件申請」という。）について、児童手当受給申請書等を福岡市博多区役所こども家庭課に提出した。
- (2) しかし担当者は、住民票上の住所が同一でないことのみをもって受給要件を満たしていないとして、裁判所による監護者指定調停又は審判等で審査請求人が監護者である旨の裁判所の決定等を得たうえで、住民票上の住所を同一にするよう行政指導をした。
- (3) そこで、令和2年1月15日付けで追加の申立書を提出したが、結果として住民票上の住所が同一でないことのみをもって、本件処分がなされた。その際、審査請求人は真摯かつ明確に上記(2)の行政指導には従えない旨担当者に通知したが、担当者は「一旦却下してしまうと遑って支給することができなくなるが、それでもいいのか」「却下せずに裁判所の決定等を待って遑って受給できた方がいいのではないか」等と脅迫とも取れる行政指導を継続し、審査請求人の審査請求権をも侵害しようとした。そもそも児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）には、支給要件として住民票上の住宅が同一であることは要求されていない（法第4条参照）のだから、担当者の行政指導は全く根拠を欠き違法又は不当である。

- (4) また、審査請求人は、本件申請に当たり、担当者か民生委員等に、家庭訪問させる等実態を調査するよう再三にわたり担当者に申し出たが、担当者は「調査には行けない」「本件申請が民生委員の調査にはなじまない」「民生委員が家庭訪問をしたところで生計を共にしているとの立証にはなり得ない」等回答した。しかし、本件申請と類似の児童扶養手当においては、支給要件児童と同居しないでこれを監護している場合等、民生委員等の調査等を行うことを前提とした厚生労働省の通知がある（昭和48年10月31日児企第48号）のであるから、当該担当者の調査はしないという判断は職務怠慢甚だしいと言わざるを得ず、違法又は不当である。
- (5) そもそも審査請求人と対象児童の住所地が実態と異なり、住民票上の住所地の不一致が生じた原因は、対象児童の親権者であり当時世帯主であった審査請求人の元夫（以下「元夫」という。）が、全く同居の事実もないのに虚偽の住民異動届を提出したためであり、その後博多区役所市民課において対象児童本人による実際の生活の本拠である現住所地に住所を移動させるべく住民異動届を提出しようとした際、窓口担当者が未成年者による住民異動届の受理を拒否し、親権者による届出によらなければならない旨誤った教示をしたからである（当該処分及び教示も違法又は不当であると思料する。）が、令和2年3月23日に福岡市の様式による住民異動届に別途資料を添付して再度住民異動届を対象児童本人が提出した際、特例として対象児童は平成31年4月13日付けで審査請求人と同じ住所地に転入したのとして受理された。
- (6) そこで審査請求人は最初に児童手当の申請書を提出した際（令和元年12月23日）には同じ住所地に居住していたとの事実が住民票に記載されたのだから、審査請求を待たずに職権で第2条の処分を取り消して児童手当支給を認定して欲しい旨担当者に申し出たが、担当者は「一旦却下したものは職権で取り消せない。遡って支給できなくなる旨は却下するときにも伝えていた。」等回答した。その後、厚生労働省の通知（昭和47年4月15日児発第230号）第7条に、「処分に誤りがあつた場合の当該処分の取消しは、受給資格者等からの異議申立てまたは審査請求があつたときはもちろんのこと、これがないときでも職権によって当然これを行なうことができるものであること。」とあるが、当該通知が効力を失っていたり、これと異なる通達等があるなら教えてほしい旨通知しているが、今日に至るまで回答はない。
- (7) 審査請求に係る処分は、対象児童の親権者からの虚偽の住民異動届を受理して実

態と異なる虚偽の外観を作成させたことに対し、実態と同じ外観に戻そうとした対象児童による住民異動届出の受理を拒否したことに起因するものであるから、違法又は不当であって取り消されるべきである。

(8) また、実態を調査することを怠り、法的根拠を欠くにもかかわらず違法又は不当な行政指導を継続した挙句、住民票上の住所の不一致のみをもってした本件処分は違法又は不当であるから取り消されるべきである。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分における理由の提示には不備があり、本件処分は違法又は不当なもの認められる。

よって、本件処分は取り消されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項及び第2項では、申請に対して拒否処分を行うときは、拒否理由が客観的に明白である場合を除き、理由を提示するのが原則とされ、当該拒否処分を書面でするときは、拒否理由を書面により示さなければならないとされている。

その趣旨は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名あて人に知らせて不服の申立てに便宜を与えるところにあると解される。そして、どの程度の理由を提示すべきかは、この趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮して決定すべきである（最高裁判所第三小法廷平成23年6月7日判決・民集65巻4号2081頁参照）。

また、付記すべき理由は、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して処分がなされたかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならず、単に処分の根拠規定を示すだけでは、それによって当該規定の適用の基礎となった事実関係をも当然知りうるような場合を別として、理由付記として十分でないと言わざるを得ない（最高裁判所第三小法廷昭和60年1月22日判決・民集39巻1号1頁参照）。

処分庁は、審査請求人が法第4条第4項の要件に該当しないことを理由に本件処分を行ったものといえるが、却下通知（以下「本件処分通知」という。）には、処分の理由となる根拠法令すら記載されておらず、審査請求人が根拠法令を了知しうる別紙等の添付

もない。

また、本件において、審査請求人が児童手当を受給するためには、同条第1項及び同条第4項の規定により、審査請求人が対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくし、当該児童と同居していることが要件であるといえるが、本件処分通知には、却下した理由として「認定要件を満たしていないため」としか記載されておらず、いかなる事実関係に基づき本件処分が行われたのかを当該通知から読み取ることもできない。

したがって、本件処分における理由の提示には不備があり、その余の点を審理するまでもなく、本件処分は違法又は不当なものと認められる。

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条の規定により、本件処分は取り消されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和5年3月23日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、令和5年6月13日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

申請に対して拒否処分をするときは、行政手続法第8条第1項の規定に基づき、拒否理由を提示しなければならないとされている。

処分庁は、審査請求人が法第4条第4項の要件に該当しないことを理由に本件処分を行ったものといえるが、本件処分通知に、「却下した理由 認定要件を満たしていないため」としか記載しておらず、審査請求人は、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して本件処分がなされたかを了知することはできないというべきである。すなわち本件処分の理由の提示は、行政手続法第8条第1項に規定する理由の提示としては不十分である。

よって、本件処分に存するこの瑕疵に照らし、本件処分は取り消されるべきである。

福岡県行政不服審査会第1部会

委員 大脇 成昭

委員 樋口 佳恵

委員 中島 浩